

循環營業スルニ差支ナシ

自動車年議團本部

以上

!! 訴に君請長加全

親愛なる諸君よ!

私達は本日を期して、料金の負担管理を敢行しました。現在に至る迄の経過。去る六月、原月間係も相互組織に、變更されました。此相互組織とは、會社の營業發展の斷裂金融界の逼迫のため、獨端に營業不振に陥つた會社が、先切放棄として棄出し、私達を強問に基下に隷屬させたのであります。

私達の相互條件。車輛ゾート(三年以上五年も使つた老朽車)一葉壹、五〇〇圓平均。シロコ(一萬圓から三萬圓も走つた車)一葉二、三〇〇圓平均と言ふ(時價にすれば一〇〇圓から七〇〇圓程のもの)外に、便費を以て、貸付(各自は貸借)月月社費二〇圓平均(連通車手使用の場合)を會社に支拂つて、營業をなす(貸付は連通車手)もので、此條件は、公正無情となつて居るのであります。

一、収入の部 一ヶ月の総高 三五〇圓也
二、支出の部 一ヶ月 一四〇圓平均
三、負債 一四〇圓平均(不運使用の場合)
四、現金 一〇圓平均
五、貸付 一〇圓平均(三〇〇圓程のもの)
六、圓平均(三〇〇圓程のもの)
七、修繕代 四圓
八、料 三六〇圓也
九、計 三六〇圓也
十、圓の不足を添ふ状態でありませう。

●事の發端 斯の如き状態を經濟状態と云ふから借入になるのは當然な事でありませう。もつちや會社は借入を理由として、車輛の没收を初めたのであります。

●要求事項 一、生貨の株權 一、車數上〇圓平均に値下。 一、代用通車手使用、四割増貸却金撤廢。 一、車輛改修總對反對。 一、車輛通車手續反對。 一、シキ(一案件)の普通通車手收入三〇圓。 一、下級職員地位保護。(婦女事でも應也) 一、借入の利率月歩十錢を年六分に低下。 一、車輛修繕費透明細算發表。 一、車輛修理工費標準増進。 一、車輛修繕費改良。

●交渉経過 右の十一ヶ條より度々款項せりや去る十八日會社に撤回しました。然し會社は 一、そんな事は初めて聞いた。 一、廿日か廿二日に、何と返答するとの極端無意味な態度でありました。 一、廿日の回答(午後三時來社行はれた) 一、今は明言せられぬが尚考慮して見やうと無誠意も無誠實さへ回答をいたしました。 結果として、私達は止むを得ず全員大會で決しました如く、組織的に料金の負担管理不轉問を敢行するに決まつたのであります。

諸君! 正義人達を仰ぎ請ふよ! 私達の正義な要求事項のために権柄後援らんとすることを望みます。 昭和二年十月廿三日

自動車年議團本部

聲明書

!! 訴に弟兄の等吾に並體團誼友

昭和二年十月廿三日